各 位

株式会社 新星工業社 代表取締役 佐々木 誠

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令につきまして

当社は2020年10月13日に広島県及び広島市の入札に関する独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会から立入検査を受け、以降、検査に全面的に協力してまいりましたが、本日、公正取引委員会より、独占禁止法に違反する行為が認められるとして、課徴金納付命令および排除措置命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止めるとともに、独占禁止法順守ルールの厳格化やコンプライアンス教育の一層の強化などの対策を講じております。

本件につきましては、お取引先様ならびに関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

引き続き、コンプライアンス体制をより一層強化し、再発防止策の徹底を図るとともに、 信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置の概要

当社は、広島県及び広島市を発注者とする学校用コンピュータ機器等の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、当該違反行為を排除し、今後同様の行為を行わないために必要な措置を講じることなどを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額:937万円